

[*この請求書は郵送のみの受付となります。次頁の注意書きを必ず読んで記入してください。]

株式会社中国放送 宛

内容訂正等請求書

平成 年 月 日

(フリガナ) 氏 名
住 所 〒
電話 ()
本人確認書類 * 必須です。下記から添付する書類二つを選び、そのコピーを同封してください。 1. 運転免許証 2. 健康保険証 3. 住民基本台帳カード 4. パスポート 5. 年金手帳 6. 外国人登録証明書 7. その他 ()

* 請求する方が本人以外の場合、下欄に記入したうえ、代理人であることを示す書類（未成年者または成年被後見人の場合、その代理人であることを証明する公的書類。それ以外の場合は、本人の署名、捺印のある委任状）を同封してください。

代理人 フリガナ 氏 名	住 所 〒
	電話 ()
代理人の本人確認書類 * 必須です。下記から添付する書類二つを選び、そのコピーを同封してください。 1. 運転免許証 2. 健康保険証 3. 住民基本台帳カード 4. パスポート 5. 年金手帳 6. 外国人登録証明書 7. その他 ()	

1. 内容訂正等を請求する保有個人データについて（*当該の保有個人データが特定できるよう、そのデータを提供した時期及び経緯、またそのデータを保有していると思われる部署、番組などをできるだけ具体的に記載してください）

--

2. 事実の間違いによる内容の訂正、追加、削除を請求する場合、間違っているデータと正しいデータの内容を下記にお書き下さい。

間違っているデータ	正しいデータ

3. 利用停止を請求する場合、その理由を次の（イ）、（ロ）、（ハ）から選び、その内容を具体的にお書き下さい。

（イ）目的外に利用されたため

--

（ロ）不正な手段で取得されたため

--

(八) 本人の同意なく第三者に利用されたため

--

4. 内容訂正等の結果の連絡方法

必要な書類と記載事項がすべて満たされていることを確認した上で、内容訂正等の結果をご本人への書留郵便によって連絡いたします。

「保有個人データ」の内容訂正等請求にあたっての注意

1. 請求の対象となる「保有個人データ」

この請求の対象となる「保有個人データ」とは、「個人情報の保護に関する法律」第2条第5項に規定されるものをいい、当社が内容訂正等の権限を有する個人データです。

なお、同法律により、次に該当するものは請求の対象から除きますのでご了承ください。

- (1) その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの
個人情報の本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるもの
違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 6か月以内に消去することとなるもの

2. 請求者および代理人の確認にあたって

個人データの内容訂正等請求について、当社は郵送でのみ受け付けます。請求に際しては、請求する個人情報の本人であるかどうかの確認が重要となりますので、本人の氏名と住所が記載された公的証明書(運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、パスポート、外国人登録証明書、年金手帳、等)の中から2種類を選び、そのコピーを同封してください。

また、代理の方が請求をされる場合は、本人および代理の方の本人確認書類等に加え、代理であることを示す書類(未成年者または成年被後見人の法定代理人であることを証明する書類もしくは本人からの委任状)を同封していただくことが必要となります。

3. 次に該当する場合は、請求をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 請求に係る個人情報が当社の報道および著述を目的としている場合
- (2) 他の法令の規定による場合
- (3) 利用目的からみて訂正が必要ない場合
- (4) 誤りである旨の指摘が正しくない場合
- (5) 事実でなく、評価に対する訂正請求の場合
- (6) 利用停止の求めに正当な理由があることが判明しなかった場合
- (7) 利用停止を行うことが困難で、当社が本人の権利利益保護のために必要な代替措置を講ずる場合
- (8) 本人確認ができない(本人確認書類の不備等)
- (9) 当社の定めた請求手続きに従わない場合

4. 請求書送付先

〒730 - 8504

広島市中区基町21 - 3

株式会社中国放送 広報部視聴者センター

以下の欄は記入しないでください。

処理	受付日	担当部局	原局担当	本人確認書類	手数料	回答日(郵送日)